

ID: 18

担当部署: 財政課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	柴田町公共物管理条例 第4条		
例規番号	平成15年条例第1号		
【基準】			
第4条の規定による。 (行為の許可)			
第4条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。			
(1) 公共物の敷地又は水面を使用すること。			
(2) 公共物の敷地内において工作物を新築、改築又は除却すること。			
(3) 公共物の敷地内において掘削、盛土その他土地の形状の変更をすること。			
(4) 公共物の敷地内において土石、竹木、芝草その他の産出物を採取すること。			
(5) 河川、水路の流水を占有すること。			
(6) 河川、水路に下水その他これに類するものを放流すること。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日